

## 01 確定申告が始まります

令和6年分の所得税、復興特別所得税、消費税、地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談と申告書の受付が2月17日（月）から始まります。

提出期限は、所得税及び復興特別所得税、贈与税が3月17日（月）、消費税と地方消費税（個人事業者）が3月31日（月）です。

国税庁ホームページから申告書を作成し、e-Tax（電子申告）又は印刷して郵送提出することができますので、ご自宅での作成・提出をお願いします。

郵送により提出される方は、封筒に事業所個別郵便番号（〒078-8507）を必ず記載し、「札幌国税局業務センター旭川分室」宛に送付してください。

詳しくは、国税庁ホームページもしくは深川税務署（TEL0164-23-2191）へお尋ねください。

## 02 e-Taxでの申告が便利

すでに7割の方が、スマホとマイナンバーカードを利用したe-Taxで申告しています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、自動計算で申告書を作成することができ、そのままe-Taxで送信できます。令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすくなり、スマホ申告がますます便利になっています。

さらに、マイナポータルと連携すれば、収入や医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、該当項目に自動入力することができます。

## 03 申告会場の入場整理券

2月3日（月）から3月31日（月）までに、深川税務署で申告相談する際には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」した上で、スマホなどにより事前発行するほか、深川税務署2階の会場入口で当日分を発行します。

深川税務署での譲渡所得・贈与税の申告相談は、月曜日の午後と、木曜日の午前に札幌中税務署職員がオンラインで実施させていただきます。

なお、入場整理券には限りがあり、混雑状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

## 04 インボイス制度

令和4年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下の事業者の方でも、インボイス発行事業者の登録を受けている方は、令和6年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

インボイス制度を機にインボイス発行事業者になられた場合、売上税額の2割を消費税等の納付金額とすることができる特例（2割特例）が設けられています。

なお、令和4年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超える場合は、令和6年分において2割特例の適用できませんのでご注意ください。

## 05 申告に困ったときは

国税庁ホームページにおいて、所得税の確定申告に関する税務相談方法として、チャットボット『ふたば』が利用可能です。

ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと、「税務職員ふたば」（AI）が回答します。

## 06 国税の納付は振替納税で

確定申告に係る納付は、指定した金融機関の預金口座から自動的に引き落とす「振替納税」が大変便利です。

振替納税を利用する場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出してください（「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxでも提出できます）。

なお、令和6年分確定申告の納期限及び振替日は次表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
納期限	R 7年3月17日（月）	R 7年3月31日（月）
振替日	R 7年4月23日（水）	R 7年4月30日（水）

## 07 税務署窓口における納税手続き

税務署窓口での納税は、午前9時から午後4時までの手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、振替納税（口座からの引き落とし）やインターネットを利用した納税など、窓口納税以外の多様な納税手続きをご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。